

しょうしんキャッシュサービスをご利用のお客様へ

毎度お取引を賜りありがとうございます。

昨今、盗難・偽造キャッシュカードにより預金が不正に引き出される被害が全国的に多数発生しております。

当組合では、キャッシュカードを安心してご利用いただくために下記サービスを実施しておりますので、ご案内申し上げます。

◎ＡＴＭ「一日あたりお支払限度額」

- ＡＴＭからの「一日あたりお支払限度額」の初期設定金額を「５０万円」とさせていただきます。

なお、デビットカードのご利用限度額（２００万円以内）は、変更ございません。

- ＡＴＭからの「一日あたりお支払限度額」の変更を希望されるお客様は、当組合の口座開設店へご来店ください。

なお、お取引の状況により、ご希望に添えない場合もあります。

◎７０歳以上の一部お客様のＡＴＭ振込限度額の変更

- ７０歳以上で、長期間ＡＴＭでのお振込みを行われていない等、一定の条件を満たすお客様につきましては、ＡＴＭでの１日あたりの振込限度額を「１千円」とさせていただきます。

なお、１千円超のお振込を希望される場合には、窓口（平日９時～１５時）で振込を行うか、所定の依頼書をご提出いただき、振込限度額変更のお手続きを行ってください。

◎ＡＴＭの利用可能店舗の限定

- ＡＴＭのご利用範囲を「当組合本支店のＡＴＭ」のみに限定することができます。

- ・対象となる取引 ＡＴＭにおけるカード支払、カード振込、残高照会
注）入金（お預入れ）、およびデビットカード取引は利用可能です。
- ・お申込方法 窓口（平日９時～１５時）で所定の届出書をご提出いただきます。

◎カードの暗証番号変更

- お客様が当組合本支店のＡＴＭで、ご利用の「暗証番号」を変更いただけます。

- ・ご操作方法 当組合本支店のＡＴＭで『暗証変更』を選択後、操作画面の指示に従い、ご変更いただけます。

- 当組合の口座開設店でも、ご利用の「暗証番号」を変更することができます。

- ・お申込方法 窓口（平日９時～１５時）で所定の依頼書をご提出いただきます。
注）窓口で変更の場合、新暗証番号変更まで多少のお時間がかかります。

暗証番号は、生年月日・電話番号・車のナンバー等、他人に類推されやすい番号をご使用になることはお避けください。万一、類推されやすい番号をお使いの場合は、速やかに変更されることをお勧めします。なお、暗証番号の変更は、何度でも可能です。

◎カードご利用の取り止め

- ＡＴＭを今後利用されない場合は、当組合の口座開設店へご来店ください。

- ・ご来店時の持ち物 キャッシュカードまたはローンカード、ご通帳、お届印

（令和７年２月７日）

※ 詳しくは、最寄りの当組合本支店でおたずねください。